

調整交付金

令和元年9月27日
厚生労働省老健局

現状・課題

- 普通調整交付金は、保険者の責めによらない以下の要因による第1号保険料の水準格差を、給付費全体の5%に相当する国庫負担金を活用して、全国ベースで平準化するために市町村に交付されるものである。
 - ①第1号被保険者に占める、要介護リスクの高い後期高齢者の加入割合の違い
 - ②第1号被保険者の所得段階（1～9段階）別加入割合の差
- ※ 特別調整交付金は、災害等により保険者が保険料・利用料を減免し、その減免額が全体の3%を超えた場合に減免額の10分の8以内の額を交付（2018年度実績：約15億円）
- 普通調整交付金については、前回の制度改正において、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるため、交付基準の年齢区分を細分化することとし、2018年度より実施している。
- そのような中、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、保険者機能の強化の観点から、「第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、地方自治体関係者の意見も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、所要の措置を講ずる」と記載されている。

論点

- 調整交付金については、今後の高齢化の進展の中で、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差を平準化する機能を適切に果たすことが求められている一方、保険者機能の強化のための活用方策について検討することも求められているが、その在り方について、どのように考えるか。